

第三十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第四十二号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君
理事大島 秀一君 理事小川 平二君
理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君
理事南 好雄君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君
始関 伊平君 關谷 勝利君
田中 榮一君 田中 龍夫君
野田 武夫君 細田 義安君
板川 正吾君 小林 正美君
櫻井 奎夫君 東海林 稔君
八木 昇君 今村 等君
鈴木 一君 北條 秀一君
山下 榮二君

出席國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君
出席政府委員
通商産業事務官 今井 善衛君
(纖維局長)
通商産業事務官 福井 政男君
(鑛山局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 田代 一正君
(主計官)
参 考 人 田和 安夫君
(日本紡績協会 専務理事)
参 考 人 高山 恒雄君
(全国纖維産業労働組合同盟副会長)
参 考 人 高田 清七君
専 門 員 越田 清七君

五月十七日

委員加藤鐵造君及び山下榮二君辭任につき、その補欠として今村等君及

び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員今村等君及び鈴木一君辭任につき、その補欠として加藤鐵造君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

五月十六日

電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願(山口六郎次君紹介)(第三八三〇号)
炭鉱保安に関する請願(横路節雄君紹介)(第三八八九号)
計量法及び同施行法の一部改正に関する請願外二件(西ヶ久保重光君紹介)(第三八九〇号)

同外二件(石橋政嗣君紹介)(第三八九一號)
同(勝澤芳雄君紹介)(第三八九二號)
同外一件(五島虎雄君紹介)(第三八九三號)
同外一件(田中武夫君紹介)(第三八九四號)
同外二件(森本靖君紹介)(第三八九五號)

同外二件(八木昇君紹介)(第三八九六號)
同(保岡武久君紹介)(第三九七三號)
日朝直接貿易実施促進に関する請願(石野久男君紹介)(第三八九七號)
同(猪俣浩三君紹介)(第三八九八號)

中小企業に対する特別融資に関する請願(長谷川保君紹介)(第三八九九號)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八八号)
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)(參議院送付)

○中村委員長 これより会議を開きます。

参考人の出席要求の件についてお諮りいたします。機械工業に関する件の調査のため、ビルマの農機具センター問題について、明十八日水曜日午前十時より、参考人として日本国際貿易促進協会副会長宿谷榮一君、農業機械海外技術振興協会常務理事森田卓爾君の出席を願ひ、意見を聴取することにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお手続等に関しましては、委員長に御一任願ひます。

○中村委員長 纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

本日は特に本案審査のため、日本紡績協会専務理事田和安夫君、全国纖維産業労働組合同盟副会長高山恒雄君、以上二名の方が御出席になつております。

この際参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙のところ、本委員会の要望を入れて御出席いただき、まことにありがとうございます。本案に対し忌憚のない御意見を述べ願ひたいと存じます。ただ時間の都合もありますので、御意見を述べ願ひます。時間は一人大体十五分程度に願ひ、後刻委員からの質疑もあることと存じますので、そのとき十分お答え下さるようお願い申し上げます。

それではなはだ勝手ながら、御発言の順序は委員長に御一任願ひこととして、まず田和参考人よりお願いいたします。田和参考人。

○田和参考人 簡単に意見を陳申し上げます。為替自由化が来年度の四月から行なわれますが、その後に纖維業界がどういふことになるかという点につきましては、業界一般に非常に不安を持っております。ことに戦後にできました中小紡績は、自由経済の経験を持っておりませんので、この不安というものは中小紡績において、ことにはなはだしいのでございまして、いわゆる纖維の不安人気というものが昨年の十一月、すなわち為替自由化というところが大体見通しのつきましたところより、市価の暴落となつて現われておりますので、現在もなお市価は低落を続け

ておるのでございまして。従いまして、これをそのままの状態に放置いたしますと、業界全般に重大なる混乱を惹起するおそれがありますのみならず、これがために、せっかくできております輸出契約そのものにも今後不安を生じますし、また今後の約定の伸び方もこれによって影響をこうむるものと考えます。従いまして業界安定をはかり、自由化後の国際競争にたえ得るよう必要な措置を講ずることは、為替自由化の前提であらうと考えるのでございします。為替自由化対策の中には、もちろん業者みずからの手によってなすべき多くの施策があるのでございします。同時にまた国家の措置に待たねばならぬ点も多々あるのでございまして、この国家の措置によるものの中で、臨時措置法の今回の改正は最も重要なものといひまして、業界はこれがかみやかなる成立を渴望いたしております次第でございします。

今回の政府改正案のおもなる点につきまして簡単に意見を申し述べます。第一は、目標年度の変更でございします。三十六年をもって終わるはずでございしたのが、四十年まで四力年今延長されることになっております。現在の纖維設備の過剩状態と今後の纖維の消費の伸張速度を見比べますと、一応四十年まで四力年の延長に改正せられましたことは、まことに適切な措置であると考えるのでございします。設備は量的には規制されておりますが、質的には年々改良せられておりますので、これは一面この設備制限の

良い面が現われているとも申されるのでございませう。これをたとえれば、綿紡の場合にとつてみますと、格納以来紡績の一鍾量の出来高は年々増加いたしてございませう。昨年の八月から本年の初めにかけましての月平均は〇・四〇という一鍾量の増加を見てございませう。かようなわけで、計算上出ます繊維の過剰状態と繊維の消費速度との間には、この設備改善ということの間にはさみまして、若干均衡の速度にズレができるということとは、やむを得ないことだろうと考えるのでございませう。

第二は、第二十四条の一項について、共同行為を指示する場合の参酌事項といたしまして、該年度における繊維の需給及び輸出見込みを追加せられたのは、短期的な市況安定のための共同行為の指示の道を開かれたものでありまして、勧告操短ということが今後廃止せられます後の市場安定の処置といたしましては、この短期的調整措置とすることは絶対必要な事項であらうと考へます。

次に、第二十七条にアウトサイダー規制の条項を新設せられておりますが、原綿割当というきめ手がなくなりまして、関係業者が協力一致するためには、これは絶対必要な措置でございまして、共同行為に参加する者だけが犠牲になるというだけでは、この共同行為の効果は万全を期することはできません。従いましてこのアウトサイダーの規制ということがあつて初めて共同行為の効果が高まるものと考えられるのでありまして、これはぜひおつけ加え願ひたい条項でございませう。次に、今回改正の案におきまして、従来に比しまして罰則を強化せられ、

また監視制度ということを嚴重にせられておりますが、従来の実績に徴しますれば、必要な規制であつて、従来やもすれば協定が完全に守られなかつたりうみがあつたのでございませう。従いまして一方罰則を重くする以上は、これをまた監視する嚴重なる方法をこれに加えるということが當然でありまして、罰則と監視とは表裏一体をなすものであります。この二つのことが嚴重になりましては、今回の改正においては非常に重要な条件だろう、かように考へます。

これを要約いたしますのに、今回の臨時措置法の改正案は、為替自由化後の業界安定のために最小限度の必要な事項でありまして、もしこれが成立がなれば、あるいは成立ができませんよなことになるものと、業界は非常に混乱を来たすものとおそれておるのでありまして、ぜひすみやかに成立するようお願いいたします次第でございませう。

以上をもちまして私の簡単な陳述を終わりたいと考へます。
○中村委員長 ありがとうございます。次は高山参考人をお願いいたします。
○高山参考人 ただいま政府より提案されております繊維工業設備臨時措置法の一部改正に對しまして、全織としての意見を申し述べたいと思ひます。原綿、原毛のA A制に移行する問題は、昭和三十六年の四月以降実施され、繊維産業はいわば産業界のトップを切つて自由化に踏み切ることになるわけですが、しかし原料の輸入の面で、過去十年以上も割当制度によつて

規制された、またそれによつて秩序づけられてきた繊維産業が、今後自由化によつてこうむる影響はきわめて重大なものがあると思ひます。これは考慮の必要があります。ことに産業自体としてもこの二、三年來の不況を、生産制限を初めとして各種の不況対策によつてようやく切り抜けてきたばかりであります。この間繊維労働者に対しては首切り、賃下げ、労働強化等によつて幾つかのしわ寄せが行なわれてきたのであります。全織としてはこの犠牲を最小限度に食いとめるために努力を払つてきたのであります。現在のこのような慢性化した設備過剰、生産過剰という状態の中で自由化が進行されることになりまして、この場合繊維局ですら総合対策懇談会に出された資料の中で、自由化不況という言葉を使つておられますが、まさに不況的な状態が生まれてくるだろうというところは、だれも予測していることだろうと考へるのであります。

それだからこそ政府はこの措置法の改正を提案されているのであつて、われわれ同盟もまたその心配があるゆゑにこそ、当措置法の改正に際して、その犠牲、労働者に及ぼすしわ寄せは排除しなければならぬと考へておるのであります。なお当然これを法律の中で規制されるべきであるということを中心張しているわけでありませう。

現に自由化に伴ふ企業合理化は激しく進められておるのであります。綿紡の十社だけでも、昨年の春から今年の春にかけて投資した各種の設備資金は、すでに昭和三十三年当時の三倍、約百億円にも達するといわれておるのであります。また一人当たりの生産量の上昇も、一年間で人絹・スフで二

二%、合織で二八%、綿紡で一四%、羊毛で一九%、麻で一六%上昇しております。さらに中小企業でもスフ織物が一二%、人絹織物が一六%というような、非常な大幅の生産の上昇を今日示しておるのであります。換言すれば現在の設備の規制のもとでも、すでに増産体制が進められており、業間の競争は激化しているものであります。このことは否定できない事実であるのであります。ところが一方では綿紡協会加盟の百六十四社のうちに、経営単位にも達しない二万鍾以下の企業が八十二社もあるものであります。また紡毛等においては二セツト以下の企業が三百四十一社のうちに百八十六社もあるものであります。これに携つておる従業員は、大体百名以下十名までの零細企業であるのであります。これらの企業がこれからの激しい競争にさらされていって、またその企業のしわ寄せが労働者になる、その要望される策というものは考へられてない、従つてこの問題は私どもにとつては無視できない重大な問題であると思ひます。

こうした労働者の犠牲は大企業といへども例外だとは考へられないのであります。長期の合理化計画は着々と進められており、新設、機械の更新とともに集中生産体制の強化という問題から、必然これが起こつておるのであります。特に企業合理化、合併等も起こることを予期せねばなりません。すでに買取された事実も今日あるものであります。特に綿紡協会では、安定協力会というカルテル組織が発足し、事実上業界の統制に威力を発揮するわけですが、当措置法の改正の目的は、まさにその法的裏づけをされるというにある

と私は考へます。従つて、このような状態であればこそ、全織としては労働者の雇用労働条件については最低限の保障として措置法の中にしわ寄せ排除の条項が入れられることを強く過般においても主張してきまして、なお今回それを主張するものであります。当措置法の改正を見まして、労働者の要望が入らないというようなことであれば、全くこれは大資本を擁護するための政策であると思へざるを得ないのであります。従つて労働者の当然の主張を受け入れられんことを、また片手落ちのないように今後取り計はらわれんことを、私たちの意見を採用下さるようによりに特に希望申し上げるわけ

です。従つて私たちが出してあります要項は、本設備臨時措置法の第二十五条に對して禁止行為を一つ盛つてもらいたいこと、さらに意見の聴取という形でやつてもらいたいことが一つ、なおその意見の聴取に對しては特別委員会の設置をやつてもらいたい、この三つの挿入によつてわれわれ労働組合の考へ方もまとまり——なおこうした法律が立法化されても、A A制に伴う集中生産方式でないとかいろいろ逃げ方はありますけれども、大体この事業における解雇、転勤もしくは転職というやうな問題に對して、われわれとしてはこれを大きな理由として経営者と話し合いをすることができ、こゝういふやうに考へておるわけでありませう。どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

○中村委員長 以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

参考人及び政府に対し、質疑の通告
があります。順次これを許します。武
藤武雄君。

○武藤委員 最初に田和参考人にお伺
いをいたしたのでありますけれども、
も、今度設立されました紡績安定協
会ですか、これの設立の目的を少し詳
しく御説明願いたいと思ひます。

○田和参考人 安定協力を設立した
したのは、貿易自由化後、紡績協
会といたしまして会員の結束をはかり
たい、かより考えたからでございます。

従来終戦後の協会の結束というものは、
為替割当という措置によりまして
事前にできておりましたが、この強力
な統制、あるいは協力の基盤が失われ
た後に、どういう方法によって会員の
結束をはかるかということがわれわれ
の間で問題でございました。われわれ
は為替自由化の後におきまして、自
由というものは秩序ある自由でなけれ
ばいかぬ、かより考えております。ま
たこの秩序を保つというところは業界
の安定であり、先ほども申しましたよ
うに、今後の輸出促進をはかるにおい
て絶対に必要なる措置であらうと思
へます。

御承知の通りに、日本の繊維の輸出
において常に問題になりますのは、安
売り競争、要するに過剰競争というこ
とが問題になりますので、こういうも
のを阻止する意味におきまして、会
員の結束によって秩序ある自由を保ち
たい、かように考えるのでございま
す。ところが、この協会として秩序を保
ちますのに一番問題になりますのは、
いかにして中小の会員を吸収してい
くかということにあるわけでありま
す。

中小会員というものは単に精神的な問
題とか、あるいは歴史的な伝統とかい
うものだけでは、会員を引っぱって
くことはできません。どうしてもその
裏づけとなる経済的な利益というもの
と結びつかねばならないのでござい
まして、安定協力を作り出したのは、
この会員の結束の裏づけとして、いかに
共通の利益をそこに作り出すかとい
うことを考えておる次第でございま
す。

現在安定協力は会員全部の同意を得
まして設立いたしました。目下その出
資金の半分を集めまして、あと半分は
この九月の終わりをもちて全部の払い
込みを終るわけでございます。払い
込みが全部終わりましたら、これを民
法上の組合に改組したい、かより
考えております。なぜ民法上の組合
に改組するかといいますと、御承知の
通り紡績協会とか安定協会というよ
うなものは法人格がございせんので
商行為、経済行為を行ないますために
は人格が必要でございまして、従いま
して、紡績協会は従来事業を行ない
ます場合には、常に民法上の組合で行
なっておりますので、今後はこれを民法
上の組合に改組したい、かように考
へます。

そこで問題になりますのは、先ほど
高山さんの陳述にもちょっとござい
ましたが、共同行為をいたします場合
に、はたしていわゆる独禁法で法的に
合法なるものになるかどうかという点
に問題があるわけでございます。わ
れわれがかような共同行為をいたしま
す場合には、常に公正取引委員会に事
前に打ち合わせをいたしまして、法的
に合法的であるかということを確認め
てやっております。今回も三月七日

にこの組合の成立と同時に届け出をい
たしております。これに對しましてま
だ公取の方からは何らの指示もござ
いせん。つまり安定協力を設立するの
には問題はなないのでございまして、
問題はこの安定協力がどういふ事業
を行なうか、事業内容が問題なのであ
ります。現在考えておりますのは、先
ほど申しましたように、中小企業であ
る紡績を引っぱっていきまます一番の眼
目は金融問題にあると思ひますので、
今後この問題を協会を中心にして金融
の援助をはかりたい、かより考えてお
りまして、目下考えておりますのは現
在の棉花クレジットというふうなもの
は、この協会の主体にしてやってい
たい、かように考えております。しか
しこれは来年の四月一日からの問題で
ございまして、従つてこれをいよいよ
実施する場合には、十分に公取と事
前に打ち合わせをいたしまして、法令
的に許される範囲においていたしま
す。以上でございます。

○武藤委員 われわれは情報程度でよ
くわからぬですけれども、協力は相
当の資金が集まるような場合になつて
おると聞いているのですが、大体どの
くらいの会費で……

○田和参考人 会費といひますか、要
するに安定基金でございまして、安定
基金が目下二十億圓に達してござい
ます。

○武藤委員 今全部の紡績業者の中
で、大体どのくらいの参加者があり
ですか。

○田和参考人 先ほど申しましたよう
に全会員が参加いたしております。

○武藤委員 それは今までの紡績業者
の協会に入つておる数だけですか、そ
れとも入っていないものも……

○田和参考人 紡績協会のメンバーだ
けでございまして。

○武藤委員 紡績協会以外の業者とい
うのは、大体推定でどのくらいござ
いますか。

○田和参考人 メンバーでございま
す。百四十三社でございまして。

○武藤委員 協会に從來入つていな
かった……

○田和参考人 棉花に關する限り入
つておりませんと、棉花の割当があり
せんから全部入つております。

○武藤委員 今参考人のお話ですと、
特にこの会の運営については慎重に
やつて、特に公正取引委員会との連絡
を密にして、少なくとも禁止行為に
触れるようなことは避けるような努力を
したい、こういうことであります。紡
績協会の発会のときに、田和
さんのおあいさつの中にも自主調整の
道を開かなければならぬというふうな
趣旨のことを御発言されております
が、やはりねらいは、こういう会を通
じて自主調整を相当強力に考えたいと
いう御趣旨だと思ひますのであります
けれども、その点はいかがですか。

○田和参考人 安定協力は自主調整
をやる団体ではございせん。前申し
ましたように会員の利益をはかる、そ
うして結束をはかる団体でございま
して、この団体が自主調整をするとい
うよりなことは初めから考えておりま
せん。要するにそやういふことが可能
になる基盤を作るといふことが目的で
ございます。

○武藤委員 実際にはこういう民間団
体が自主調整をやる権限はないわけ
です、やれば違反行為になると思ひ
ますからできないと思ひます。ただ問題
は、実際にこういう強力な協会がで
きて、調整に對する発言をするとい
うことになる、審議会や何かの状態
から見ても、この会で決定された方法
というものが、おそらく大勢を支配
する大きな権限を持つようになると
思ひます。またそやういふことだから
こやういふ会が必要であつて、おそ
らくこやういふところに大きな権限
があると思ひますけれども、中小企業
関係の圧迫――

先ほど高山参考人の発言の中にもあ
りましたように、今後集中生産体制が
しかれ、合理化が進められると、必然
的にそやういふ傾向が出てくる。その
場合に、こやういふ会の中で全体の利
益を守つていく、特に中小企業の利
益等を十分守るところに、大体この
会の目的があるんだという説明であ
ります。しかし、実際にはだんだんと
自由化が進むに従つて、集中生産の
体制が必ず大きな問題になつてくる。
そやういふ場合に、こやういふ協会
の運営の中でそやういふ状況という
ものをうまく調節していかないと、
逆に大きな資金を持つて、しかも
発言力の非常に強い大企業の発言が
常に会をリードして、中小企業が結
果的には不当に発言権を押えられて
圧迫されるという結果が出るのが、
往々にして今までの例であります。こ
ういふ点については、どういふ考え
で運営をされるのですか。

○田和参考人 この運営について、今
のお話では、大企業の発言が強くて、

中小企業がそれによって圧迫されるのではなからうかという御質問でございますが、この点につきましては、最初申しましたように、中小企業をいかにして安定させ、これを包摂していくかということが目的でございますので、運営につきましては特に注意いたします。従って、この協会の運営は、運営委員会というものを作っておりますが、運営委員会は紡績、いわゆる十社代表が五名、それから中紡績、小紡績、この代表者がおの五名、十五名という同数の人間を持ちまして、むしろ中小という意味から言え三分の二の中小企業者の代表をもつて運営していく、かようになっております。今の御心配はないものと考えております。

今ほんやり考えておりますけれども、これは運営する場合には当然委員の意向によりまして、そういう人たちの意向を参酌いたしまして、しかもそれが合法的にできるかどうかということも十分に研究いたしまして着手いたすと考えております。

○武藤委員 これは情報ですから、われわれはつきりわかりませんけれども、二十億の資金で安い米綿を購入して、その原綿の確保をしたいという計画もある、こういうお話のようですが、大体そう了解してよろしいですか。

○武藤委員 参考人にちよっとお伺いしたいのでありますけれども、紡績安定協力会、これが今後実際に運営をされていく場合に、協会の性質からいって、労働側の発言がこれに入るといことはおそろく困難だろうと思っております。われわれが心配するのは、先ほども意見を述べられたように、今後集中生産体制が必ずとられてくる。これは自由化政策の現象として必然的に出てくる。その場合に、こういう会が逆に集中生産体制に大きな役割を果たすよう、過去の競争前にもそういうことがありましたけれども、ああいうことをされる心配があつて仕方がないのです。全織側としてこういう問題に對してどういう対策を立てておられますか、ちよっとお聞きしておきたいと思ひます。

○田和参考人 それも最初は問題になつておりましたが、安い綿をこれに買入といふことはできません。といふことは、アメリカの安い綿とおつしやるのはCC綿のことでございますが、この払い下げといふものはアメリカの法律によつてきまつておりますから、二十億や三十億の金で三万俵や五万俵を買入からといって、法律をまげて安くするといふことはできないものだと考えております。ただ、もうこういうものを運用して、たとえば普通では入りにくいような綿を入れることができたらいといふようなことは、

もう一つ、今後労働対策に對して安定協力会が、あるいは一つの組合が、新々紡に争議が起る。それに対して集中的なクレジットを中心とした一つのサービスの機関としてこれが発足しておりますけれども、場合によつてはそういうようなものに使うといふことになるかも知れません。そういう危険がないとも断言できません。しかし、同盟としては極力そういう問題は排除していく考え方で、細部の内容の進行については目下検討しているところであります。

○田和参考人 中小企業と申しますか、私が先ほど申しましたように二万鍾以下が八十一もあるのですが、今の経営者グループ間の情勢を見てみますと、おつしやるように、発言権はやはり十太紡あたりが強い。これは論を待たない事実だと思ひます。しかし、新紡クラスと新々紡クラス、このクラスの団結も最近はかなり強いではないかと思ひます。従つて、そういう面からいけば、今田和参考人が言われたように、そりむちやな運営はできぬのではないか、かように考えます。

○武藤委員 この間織維の臨時措置法に關する小委員会ではいろいろ議論がなされたときに、政府の見解をただしたわけですが、そのとき織維局長は、共同行為の中で労働側が不当な扱いを受けるという場合に對する議論の中で、実際に今制限をされておつて四力年の延長をするけれども、この四力年の期間後はこういう共同行為を通産大臣が指示するといふような情勢はもはや必要がなくなる、われわれはそういう確信のもとにやるので、四力年は考慮しなくてもよろしい、こういう非常に強い御信念の開陳があつたのですが、実際に業界の方から見た現状認識、将来の見通し、そういうものに対して何か御意見があれば聞かしておいていただくと思ひます。

○田和参考人 問題とは四年とか三年とか二年とかいふ見通しの問題ですが、要は、日本の産業構造といふものは、そういう問題まで考えなくてこのままだといふふうにして、先ほどおつしやつたように、安定協力会といふようなものがどこまで協力をし合つて新々紡のあり方に力を注いでやるかといふような問題、こういう問題がほんとうに完備しないと、二年やそこらでこれが解消されるというふうなことは考えられないではないか、こう考えております。なおまた、業者間にもそういう雰囲気は生まれて、お互いに整理統合して一つの生産単位に移行していくのだという指導を、中央も、経営者自体もそういうふうに移行していくの、に、どれだけの期間がかかるかということが問題だろうと思ひます。しかし、先ほど申しますように、生産の競争のワクといふものは非常に締められた形であるけれども、実際面ではその競争はものすごく激しく、狭められた中で、しかも高効率に上がつてきておる。そのときには必然的に紡績の不況といふものがこの限も限らない。現在より場合を考えると、そういう二年でこの問題は解決がつくわけはない、私はこう考えております。

○田和参考人 ただいまの、四年でこの法律がなくなるかどうかといふことでございますが、私は、これは大体妥当な年限であらうといふことを陳述申し上げましたが、現在の綿紡の例で申しますと、現在の格納はほぼ一五%でございます。ところが、現在の織維の伸張度の中で、綿の伸びておりますのは、人口の増加、文化の向上等によりまして、大体年五%ないし六%の伸びをいたしておりますので、三年たてばもう一ぱいになるという計算になるわけでございますが、前申しましたように、その間における設備の進歩といふものがございまして、一鍾量といふものが上がつております。要する

に、現在の設備によつて、改造によつて、生産力が上がつておりますので、そこに多少の時間的ズレができるであらう。従つてそういうふうなものを勘案いたしまして、一応四年といふのは妥当な線であらう、こう申しました。しかし今後革新的な機械の発明がありといふようなことになれば、あるいはそれが延びるかも知れませんし、また一方非常な経済の伸張があつて、織維の消費速度が、現在の五%が二割にも二割にも伸びた年もございしますから、そういうことになればあるいは早まるかも知れません。しかしあれこれ考へて、四年といふところがいいところじやなからうか、かように私は考へておるわけでございます。

○武藤委員 時間がございせんから、これ一つで終わりますけれども、この間の小委員会では、共同行為による労働者の不利益の取り扱ひの条項が、今高山参考人が申したように、法文の中に明確に記されておらず、やはりどうしても安心できないという御意見があつたわけですが、この問題に關連して、いろいろ織維局長等とも話し合つたのでありますけれども、実際今、ちよつと今の議論となつておるわけですが、実際の問題としては、今日までそういう状況といふものは、もう全然事例としてなかつたといふことが一つと、もう一つは、この四力年間は、今までは——田和参考人の意見となつるかも知れませんが、今までは一応の制限の状況であつたけれども、四年間後にこの制限が、共同行為といふものが必要なくなつていくといふことを前提にして考へていくと、今後はそういう首切りとか配転とかい

縮小といふことは問題にならなく
なつて、逐次共同行為の解消の方向に
向かつていくのであるから、従つてそ
ういふ問題は、今後事例として起こ
り得る要素がないのだ、こういう意見
の方が強かつたのでありますけれど
も、先ほどの高山さんの御意見だと、
そういう状況とは相当違つたような御
意見のように聞き取れたのですが、ど
うですか。

○高山参考人 この問題は、われわれ
は設備調整委員会でも、大きく政府に
対して発言を申し上げておるのです
が、一方に生産の調整的な規制をやつ
て、そうして労働者は、たとえば前回
の集中生産方式には、やはり告示でそ
ういふ通達が出ております。この場合
非常に問題になつたのは、実例がある
のです。それは十六紡の一つでありま
すけれども、最初の間は組合が告示に
対して非常な追及をしたわけでした。と
ころが、今度は言葉を変えて、それは
集中生産方式でやつておるので、はな
い、純然たる自分のところの独自の立
場から、経営の実態から見ても、採算性
から見てもいかにぬのだ。ところが紡績
から見れば、採算が何も合はぬわけ
じゃない。一織機の問題については、
多少の問題があることはわれわれも承
知いたしておりますが、そういうふう
に告示の問題をめぐつて、私たちは追
及すると同時に、政府自体もそれに對
してはつきりした回答がない。一体そ
れは集中生産方式の一割五分の格納、
さらに勧告短縮、それからくる集中生
産方式で、その当事者の会社がやつて
おるのかおらぬのか、そういう点が非
常にあいまいなんです。私たちはそ
の期間中は、当然告示通りの方針を経

営者がとつておるんだ、こういう前提に
立つわけですね。そういうあいまいなも
のでは困るから、何とかしてこれは立
法化せよ。なるほどそれは木に竹を繼
いだやうな情勢はあるかもしれない
けれども、そういうことがあるかもしれ
ないけれども、われわれの方では、
入れて入れられぬことはいらない
か、当然国民がそれをきめて、そうし
て秩序を守ろう、こういう立場からい
くなら、完全雇用を守り、しかも転職
その他をする前には、組合と事前協議
をする。根本的な反対をしていくわけ
ではないのですから、それくらいい
程の立法化は措置法の中に入れてら
れるのではないか、こういう建前をわれ
われは貫いておるものだから、先ほど
私は意見として申し上げたのです。し
かし、その告示に、もしかえ、こ
ういふ考案が本委員会であり、
政府もそういう考案があるならば、
私はもつとその告示の中に、この期間
中、たとえば措置法の中で考えられて
おる法律は、あるいはまた附帯決議に
しても、告示にしても、そういう期間中
に起こつてくるであろう問題は、すべ
てそれに該当するものであるという見
解のもとに、そういう告示を出される
ということがあるならば、何ら私は反
對するものではない、こつちの見解は
今持つております。しかしそういう実
例が前にもあるものですから、私の方
としては、やはり立法化すべきだ、こ
ういふ主張をしておるわけでありま
す。

○武藤委員 私の参考人に対する質問
はこれで終わります。あとは政府の方
に伺ふことにいたします。

○中村委員長 他に参考人の方々に對
する御質疑はございませんか。——他
に御質疑はないようでございますか
ら、この際、参考人の方々に一言ごあ
いさつ申し上げます。

皆様には長時間にわたり貴重な御意
見をお述べいただき、まことにありが
とうございました。委員会を代表して
厚くお礼を申し上げます。

引き続き政府に対して質疑を続行い
たします。田中武夫君。

○田中(武)委員 繊維工業設備臨時措
置法の一部を改正する法律案につきま
して若干の質問をいたしたいと思いま
す。しかし時間の関係もございますか
ら、簡単に申し上げたいと思ひます。

まず本法に対するわれわれの基本的
態度を明確にいたしておきたいと思ひ
ますが、本法は御承知のように、独
占禁止法の除外法律でございます。従
いましてわれわれといたしましては、
いつかも申しましたが、通産省が最近
当委員会に持ち出してくる法律は、特
殊法人を作る法律か、さもないれば独
占禁止法緩和ないし除外の法律であ
る。この態度に対してわれわれはあま
り賛意を表せないのであります。従
いまして、当法律にいたしましては、三
十年の最初制定の際には、われわれは
この基本的態度から批判的な立場に立
ち、反対をいたしたはずでございま
す。そこで、この法律を四年間延長し
ようというのであります。いうなら
ば、独占禁止法の適用除外の法律を暫
定的な措置として作つていった、その
ときにはその理由があつたと思
ひます。それを四年間延長するに至るに
は、またそれだけの理由がなくてはな
らぬ、こつち思ひます。そこでま

ず、独占禁止法の除外法規を延長するにあ
たりましては、独占禁止法と密接な關係を
持ち、この適用の任に当たつておる
公正取引委員会に対して、この延長に
對してどのような協議をなされたか、
この協議の結果はどのようなものであつたか
ということ、それをまずお伺ひいたし
ます。

○今井政府委員 当初この法律は五年
間という期限でスタートしたわけでご
ざいます。それをさらに四年間延長す
ることにしまして、その事情を公取の
方にも申し上げまして、最終的には公
取の賛成を得ております。と申します
のは、この法律立案当初におきまして、
繊維工業自体は御承知のように非常に
過剰設備を持つておりまして、その過
剩の状態が当初は五年後に解消する
という予定であつたのでございます。そ
の後、先ほど参考人からの公述にもご
ざいましたように、一番大きな理由と
いたしましては、設備の生産能力が非
常に増加いたしまして、この五年後に
おきまして、繊維の需要としてはち
とも減つていないのでございますけれ
ども、片一方の供給力が非常に増加
いたしました。三十五年度におきまして
もおかつ非常な過剰設備をかかえて
おる状態である。数字的に申します
と、紡績設備千六百万錠のうち、現在
なお三百万錠過剰であります。それを
四年間延長いたしました。昭和四十年
度に至りました場合に大体過剰はな
くなる。その点におきまして、数字的に
業者におきまして十分検討いたしまし
て、四十年度に至つて初めて過剰状態
がなくなるであろうということを、公
取の方も了承していただいたわけでご
ざいます。従いまして、この法律の目

的は、御承知のように、過剰設備を排
除することによりまして、繊維工業全
体の合理化をしたい。この目的を達成
いたしますためには、どうしても目標
年度を四十年度にする必要がある。た
また来年四月から原綿、原毛の自由
化を行なうという場合におきまして、
過剰的に業界に相当混乱が起ること
が予想されますので、それとの関連に
おきまして、四年間延長は必要であ
るということを公取の方も十分了承
していただいた次第でございます。

○田中(武)委員 本法の四年間延長に
ついて、もう一つはアウトサイダー
のより強い規制をやらう、こつちうこ
となんです、その点についてはどう
ですか。

○今井政府委員 この点につきましては
も、公正取引委員会と十分協議をいた
しまして、了承してもらつたわけでご
ざいます。その理由をいたしまして
て、この法律で独占禁止法と関連があ
りまして、過剰設備の処理についての
共同行為を規定しておりますところの
二十四条の規定でございます。二十四
条の規定によりまして過剰設備を処理
するということ、いわゆる独占禁止法に
おきまして不況カルテルとは本質的に趣
旨が違つてございまして、独占禁止法
の不況カルテルといふことになりま
す。業界が一時的に不況に陥つて、業
界の自発的な意思に基づいて、不況切
り抜けのために共同行為をするといふ
ことだろつと思ひますが、この法律で
ねらつておりますのは、繊維工業自体
が非常に過剰設備をかかえておりま
す。従いまして、これを合理化するた
めには、どうしても過剰設備の処理とい
う設備規制をしなければならぬ。これ

は業界の自発的な意思というよりも、むしろ国が産業政策の一環といたしまして推し進めなければならぬものである。この二十四条の共同行為自体というものは、国の意思を積極的に具体化するという面が、独禁法のいわゆる不況カルテルとは大いに違つておると思ふのでございませう。従いまして、この二十四条の設備処理の共同行為につきましても、全産業界が打つて一丸となつて協力していただくことが大事だと思ひますけれども、不幸にいたしまして、アウトサイダーが協力していただけないという場合におきましては、本来国の産業政策を推し進めるための一つの手段でありますところの共同行為の指示、これをアウトサイダーに及ぼすというところは、その意味におきまして、いわゆる不況カルテルをアウトサイダーに及ぼすということよりもずっと程度が軽いと申しますか、国の意思自体を業界に伝へまして、業界として協力態勢をとるということからいってやむを得ない、特に今まで原綿、原毛の割当制がございましたが、今度はさうな突っかかり棒がなくなるというところでございませう。従いまして、二十四条の設備処理の共同行為をアウトサイダーに及ぼすというところは、そういう意味におきまして、公取の方もやむを得ないというふうに了承していただいております。

不況打開という不況カルテルの意味を持つた、不況カルテルあるいは合理化カルテル——少なくともこれはカルテルには違ひないと思ひます。それを、いわゆる独禁法からはずし、公取委から行政庁に移すということ、こういう行為については、われわれは基本的にあまり賛成でないわけですが、なぞかというならば、かつてナチスがカルテル裁判所の権限を経済大臣に移すことによつて、戦時体制を整えて統制経済に移行したという歴史を見た場合に、そういう行き方は統制経済、独裁政治につながるものである、われわれはこう見ております。

そこで大臣にお伺ひしたいのですが、大体独禁法を徐々にはずしていつて、それを行政措置でやれるように持つていくこと、これは私は基本的に望ましくないと思つておりますが、大臣はこういうような行き方に対して、どのように考へておられるのかというところが一つ。

なおかつこの法律は、先ほど申しましたように、当時の繊維の需給状況から見まして、三十六年に目標を置いて、三十六年の繊維の需給状態に合うようにやつていくこと、こういうことであったと思ひます。それを昨年、三十六年じゃだめだということと一年延ばして三十七年にし、そしてまたここに延ばさう、こういうことなんです。いうならば、三十一年当時通産省が考へておつた、あるいは立案したところの繊維の需給計画がうまくいかない、そういうことをこの法律によつて延ばしていく、こういうことに裏づけをしていく、すなわち繊維の需給計画に対する通産省の見通しの誤りを補正するため

に本法を延ばさう、あるいは目標年度を三十六年から三十七年、そして四十一年に延ばさう、こういうことではなからうかと思ひますが、大臣としての御見解を伺ひます。

○池田国務大臣 独禁法の原則は守つていかなければならぬということとは、私は田中さんと同じ気持ちでございませう。しかし経済の実態から申しまして、やむを得ざる場合におきましては例外規定を置くことも、これは行政上必要なことと考へております。繊維工業におきましては、すでに御承知の通り過剰設備を抱いております。ことに繊維原料の自由化ということになりますと、どうしてもこの程度のことをやつておかないと、繊維工業自体が危殆に瀕すると思ひますので、最小限度の例外規定を設けようとするものでございませう。

なおお話を第二点の、三十六年になつたらこの法律は要らぬと考へておつたのが、なお四年延ばさなければならぬというところは、これは先ほど来事務当局から答弁したごとく、繊維関係の能率が非常に上がつて参りましたために、過剰が解消されると考へておつたのが、ある程度見込み違ひになつたのでございませう。従いまして、当局の対策といたしまして、四年間延ばしてこの過剰を自然に解消していくというところであるのであります。

をはずしていつて、公正取引委員会という準裁判所的な独立機関の権限を行政庁に持つていつて、そして行政措置によつてそれと同じようなことをやつていく、あるいは独禁法をはずすといひますか、緩和する措置を行政的手段によつてやつていくというところの問題を持つておる、こう私は申しておるわけなんです、その点について若干の意見の違ひは認めたまふ進めたいと思ひます。

それでは、この法律の改正の提案の第一の理由は、貿易自由化ということになつておると思ひます。しかれば、かりに貿易自由化がなかつたならば、この法律は延長しなくてよかつたのか、すなわち三十六年の目標年度、それを三十七年に直した、それを四十年に直さうという、これは貿易自由化からきたところの原因によつてそうなつたのか、それとも他の原因なのか、そうならば、本法のこの延長はさういふ延長の理由は、提案理由によると、輸入自由化に伴う措置ということが大きな原因であつておる。これが大きな原因であるのか、それとも目標年度に對して見通しが足りなかつたためであるのか、その点についてどちらが主要であるか。言いかえるならば、貿易自由化がなかつたならば、本法は延長する必要はなかつたのかどうか。

○池田国務大臣 両方の理由でございませう。

○田中(武)委員 それではまず端的に言つて、三十六年度を第一次の目標年度として繊維の需給計画を立てて、そこで繊維の需給のバランスをはかるといふこの目的に対しては、通産省の措置は見通しが誤つたのか、あるいはそれは応じての措置がとれなかつたのか、いずれにいたしましても若干の手抜かりがあつたことをお認めになりますか。

○今井政府委員 需給のうちで、需要につきましては、通産省としまして見通しを誤つたことではないのでございませうが、供給の面につきまして、業界自体が非常に合理化したために、その合理化のテンポにつきまして、通産省は見通しを甘く考へておつたということに認めております。

○田中(武)委員 ここで大臣と局長を並べておいて、お前たちの繊維行政の誤りがあつたからと言つたところで、さうでありますとは言へないだろうと思ひます。従つてこれもこの程度にしておきます。

それから条文にわたつてであります。第三十一条の二、「(使用の停止等)」という条文について、ちよつと伺ひたいと思ひます。「期間を定めて当該命令に係る登録の区分に属する」云々となつておるが、この期間の定め方で、これをどのように考へておるか、あるいはそれに対しての一つの基準は通産省できめようとしておるか、それともそのときにあたつて適当な時期、こういうことなのか、その点いかがです。

○今井政府委員 この違反の状況は実はまちまちでございまして、たとえば綿糸として登録を受けておりましたものを全部スフ糸を引いたというふうな場合もございませうし、あるいはごく一部でもつてさういふ注文がありましたので過渡的にやつたと、いろいろな事情はあろうと思ひます。従いまして、この対象の機械の経数につきましても、

ではないという理由で解雇なり配置転換をやる。いわゆる労働者に不利益な取り扱いをするということが、実際には告示のしり抜けみたいな格好で起きた例がある。これはだいたい繊維局長と見解は違いますが、ただ將來共同行為を指示された会社が制限を受けた、実際はこれだけの労働者は必要ないんだ、しかし共同行為をしたことによって解雇なり転換をやるというところからやれない。同様な悩みの会社がある。よし、じゃ一つ合併しようじゃないか、これはもう共同行為によらずして、合併の条件によってこれだけ必要なくなった、だからこれは合併の条件として、共同行為によらずしてやめてもらわなければならぬというところが起こらないとは保証できないのです。そういう心配もあって、法文の中に書いてもらいたいという意見が強くあったわけですが、これもこれはわれわれの方もいろいろ検討した結果、告示の中で従来のような取り扱いで通産大臣の告示として不当な取り扱いはないのだ、こういうことを明らかにしておく、こういうことでありますが、そういうケースが予想される。いわゆる拡大解釈をして違った形の意味においてそういう解釈なり、不当な解釈が行なわれるというようなことは、やはり告示を出した責任上、またこの間の繊維局長の説明からいっても、そういうたまたまの誤りというものは許されないわけですから、そういう意味については十分やはり通産当局として告示に対する実施上の責任を負って運用してもらわなければならないというふうに思っています。

これはならぬと思うのですが、そういう点に対して大臣いかが考えますか。
○田中(武)委員 実のところを言えば、この三十一年度の私の今言っておいた「期間を定めて」の期間が、この法文上のこの前段にあるところの「二十七条の二の規定による命令に違反したとき」から、当然そういう繊維局長の言うようには出てこないと思う。しかしながら行政上そういうようにやるのだ、こういうことであるなら、私の質問は法律の解釈を争うのではなくして、期間を定めてあるのが不定であるからはずきりとしておくということが目的ですから、この際法律の解釈は別として、そうであるというのなら、私は一応了承したいと思っています。なお、最初申しましたように、私はこういう法律に対しての行き方については根本的に反対である。しかし三十一年から今日までのこの法律によつて繊維業界が一応の秩序といえますが、それが出てきておる。それが今度の自由化というようない問題等もありまして、それをなお延ばそう、こういうことで便宜に解釈して、あえてこの法律にたまたま絶対反対という態度をとっていないわけですから、ここで法律的のことを争うならばいつでも田中のやつは最後になるとそういうことをやり出して一日、二日延ばす、こう言われても悪いので、きょうはここのくらいにして、はっきりした答弁さえあるなら、それにしておこうと思います。従つて私の質問は終わりますが、続けて武藤君の先ほどの質問の答弁とあわせて答弁をしていただきます。

この繊維工業設備臨時措置法が実施された三十一年から今日までの、この法律が業界に与えたところの効果といえますか、それを簡単に言ってもらいたい。それから、それによつて現在までに処理したところの台数といえますか、それから現在無登録であると推定せられる台数が幾らあるか。それから本法施行において、繊維の価格に對してどのような影響、すなわち消費者との関係においてどのような影響を与えたか。すなわち三十一年度と今日との繊維一般の価格の状況、それからこの法律が業界に与えた影響のうち、大企業に對してはどうか、中小企業に對してはどうか。これだけをまとめて、これはもう説明してもらいたいことと、おきたいと思っています。本来ならばこれに對して一々反駁の質問をしたかったのですが、時間もありませんから……

それから、最後に大臣に要望しておきたいのは、この法律を実施するにあつて、われわれが一番懸念するのは、やはり使つておる機械、これは封印することあるいは使用を停止するとかいうことになれば、当然労働者に与える影響も大きい。従つて、その面に對して十分の配慮を行なうと同時に、そういうような措置をするにあつては、労働者の代表、こういう人たちの意見を十分聞く、こういうことを明確にしていただくということを希望しておきます。

○今井政府委員 先ほど御質問のございました制裁の期間の問題でございますが、私どもは、二十七条の二の期間、あるいは二十四条の共同行為の指示の期間と関連いたしまして、運用上、その期間は一年以内に限定したい、かように思っています。

それから、業界に与えた影響でございますが、この法律制定當時におきましては、たとえば対米輸出につきまして、一ドル・ブラウスとかいろいろの安値輸出という問題がありまして、従いまして、それらを輸出の窓口において規制するのみならず、どうしても生産の段階から安定しなければならなかったという関係がございます。従いまして、この法律の目的でありますところの正常なる輸出の振興に寄与するためという関係から申しまして、とにかくこの法律がなかりし状態よりも、はるかに安定したというふうに考へております。

それから、この法律によりまして、実施當時におきましては、いわゆるかけ込み増設というものがございましたが、その後は、後ほど申しますやみ増設的なものは一部ございましてけれども、増設というものは原則としてない。従いまして、この設備規制によりまして、ほつぽつとけぼもつと悪い状態になつたであろうという影響は回避されまして、紡績といつたしましては、いろいろ不況もございましたけれども、この法律措置によりまして、法律のないう状態よりも、はるかに安定に寄与したというふうに考へております。

その際、中小企業であるところの中小紡績に、それではしわが寄つたかといひますと、さうなことはございませぬ、むしろ私どももいたしましては、大紡績よりも中小紡績の安定に寄与したというふうに考へております。

それから、この法律の過剰設備の処理によりまして実施した措置でございますが、一つは、御承知のように、繊維の買い上げを行なつたのでございまして、この法律施行後三年間に、全体として約八万台の繊維を買い上げております。それから、紡績機械につきましては、過剰設備の処理をこの法律によりまして行ないましたのは、昨年の五月以降でございまして、この過剰設備の格納という形のたな上げを現在実施しております。紡績段階で、いろいろ業界によつて多少の差異はございますけれども、一五%程度の設備を格納して、現在統へておる状態でございます。

それから、この法律をせっかく実施したのに、やみ紡績は出なかつたかという問題でございますが、これは昨年の半ばぐらいから、やみ紡績とおぼしきものが出て参りました。私どもの調査によりますと、全体で、未登録紡績が約四十万錠でございます。紡績全体といたしましては、千六百万錠でございますが、それに対して四十万錠のやみ紡績が現在確認されております。そのうちで約半数の二十万錠は格納、封緘、その他の状態で稼働し得ない状態にございまして、現在約二十万錠程度のものは本来の意味の法律で認められた自由糸のほかに、あるいは綿糸なり何なり引いておるおそれがございまして、従いまして今回の法律の改正によりまして、それらにつきましては善処したい、かように考へております。

○池田国務大臣 この法律によりまして労働者に不当な迷惑を与えるという

ふりなことは、私は全力をあげて避けたいと思います。なお武藤さんのお話のように、共同行為をやった者が、合併してそうして整理するというふうな場合においてはどうか。これはやはり共同行為に基づくものとして私は取り扱いたいと考えております。

○武藤委員 今大臣は、共同行為によつて不当なる利益を与えるようなことはしない、こういうことであります。先ほど申しましたようなケースも出てくると思いますから、拡大解釈等によつてそういうことはさせないよう、一つ厳に注意をしていただきたいと思ひます。

それから先ほど協力会の問題が出たのでありますけれども、紡績安定協力会は大田御承知ですか。

○池田国務大臣 あまり聞いておりません。

○武藤委員 それでは、聞いてないところでこまかく質問してもわからないと思ひますから、別の機会に、これは法案の通過には直接そう関係はないと思ひますから、あとで協力会の運営等について行政当局としても相当厳重に監視しなければならぬ面がたくさん出てくると思ひます。そういう点については、機会をあとにしてこまかく質問をしてみたいと思ひます。ですから、大臣も一つ、それまでによく勉強しておいていただきたいと思ひます。

○中村委員長 他に本案に対する御質疑はございませんか。——他に御質疑はないようでありますから、本案に対する質疑は終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 次に本案に対しましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党、三派共同提案の修正案が提出されております。

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

第三章第三十一条の次に一条を加える改正規定中「次の一条」を「次の二条」に改め、第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（苦情の申出）

第三十一条の三 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることが出来る。

○中村委員長 この際、趣旨の説明を聴取することにいたします。武藤武雄君。

○武藤委員 この繊維工業設備臨時措置法の改正案に対し、三党で代表をあげまして小委員会を作りまして、二回にわたりました時間をかけて審議をいたしました。そこで問題になりましたのは、民主社会党の方で提出いたしました、二十五条の二、二十五条の三を新設して共同行為に伴つて労働者に対して解雇または転勤等の不当な取り扱いをした場合の救済措置として、

救済というよりはそういうことを予防する措置として、その場合には労働側の意見を聞かなければならぬ。第一にはそういうことをさしてはいけません。次には労働側の意見を十分に聞いて、そういうことをしないようにという、この二カ条を入れないといふことでありましたけれども、いろいろ議論をいたしました結果、経済立法に直接のこりといった労働関係法規的な性格のものを入れるということについては政府側としても問題があり、また自民党の方にも問題がある、こういうことでありましたので、われわれとしては、実際問題として、別にこれを労働法的なものとして解釈しなくてもよいのではないかと、こゝういふ議論をしたのでありますけれども、結果的には従来同様の文句を通産大臣の指示事項として告示をしておるのである、これに対しては通産省としても、大臣以下責任を持つて、そういう不利な取り扱いをしないように、この法案が四カ年延長される今後とも、この告示は継続して行なつて、そしてそういう不利な取り扱いをさせない。今の大臣の言明にもあつたわけでありまして、そういうことで法律的には救済ができる。それから、これは特に議事録にとどめておいたできたものでありますけれども、法制局の責任者あるいは繊維局長の方も、結局指示事項に書く場合あるいは法文にうたう場合には、こゝういふ取り扱いをされた者が民法上の取り消しの裁判等を行なう場合においても、何ら効力についての差別はない、これは全く同じ効力を持つものである、こゝういふ回答があつて、私もこゝういふ法律解釈については、権威者のお話であり

ますから了解をして、そして指示事項は今後も大臣の指示として継続をする。そうなりますと、実際に大臣の指示事項で共同行為が行なわれた。ところが経営者はこれに対して大臣の指示事項に違反して労働者に解雇または転勤等の不利益な取り扱いをした、その場合には、一体どこへ不利益な取り扱いをされたといふことを持ち出していかうかといふことになる。これは本法では何も規定してない。ただ四十四条で、共同行為の指示をした通産大臣の指示に対して、異議の申し立ては、三十日の期間です。六十日の期間です。か限つて、できるようになつておりますけれども、それはあくまでも通産大臣の共同行為に対する指示事項であつて、経営者が行なつた結果についての異議申し立ての事項は何もない。従つて、それでは実際問題として経営者が虚偽の報告をしてはおかふりをしておけば、本人が組合が願がない限りそれはわからない、こゝういふことになつてくるので、その異議申し立てをできる道を開く必要がある、こゝういふふうに委員会の意見が一致をいたしました。法制局等の意見も聞いた結果、第三十一条の三に、読み上げますと「第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることが出来る。」この一項を挿入することによつて、こゝういふ問題を大臣が知る事が出来る。従つて、この異議の申し立てが、苦情の申し立てがあつた場合には、大臣は、あとで附帯決議の中にも出て参りますけれども、審議会の中で特別にこゝういふ苦情にこたえて

審議をする委員会を作つて、そこでこれに対する内容調査なり諮問をする。こゝういふことになつてこれらの問題を救済しよう、こゝういふことになつたわけでありまして。そういう経過で第三十一条の三を修正案として三党が一致して提案することになつたわけでありまして。

以上が小委員会の修正案の内容であります。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

○中村委員長 本修正案につきましては、質疑の申し出もありませんので、本案並びに修正案を一括して討論に付するのであります。両案につきましては討論の申し出もありませんので、これを行なわず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さより決定いたしました。

採決いたします。まず、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案を採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて、修正部分を除く原案は可決され、本案は三派共同提案の動議の通り修正議決するに決しました。

い。従つて水とガスとの比を明記する
ということは困難である、こういう御
回答でございます。私もその点が科学
の力でそこまで解明することは不可能
であるということとはわかるけれども、
しかしいづれにいたしましても、水を

少なくともガスを多くするということは、これは常識的に考えられるわけであります。従つて第六条のガス油比、それから第五条の坑井の間隔の問題、これは今日やはり差し迫つた問題が起きております。たとえば A という坑区があります。この A という坑区でかりに水を規制するといつたとしても、B

という坑区において乱掘が行なわれた

場合は、下の層は、地下水というのとは相通じておりますために、その規制の効果が上がらない、こういうことがあ

こで質問したいことは、この五条、六条の精神をよくくんでいただいて、業

者がお互いに協調するような行政指導を強力に進められることが、今日一番差し迫った問題だと私は思うのであります。この点について、たとえば新

瀉の場合は二十万トンのガスを規制す

る、これも行政措置で行なっておられるわけでございますから、そのような強力な行政措置をとっておられる現政府にして、坑井の問題、あるいはガスと水の問題等について強力なる行政措置ができないわけはないと思うのであります。その点を一つ大臣に、もう

一度確かめておきたいと思います。

○池田国務大臣 お話の点、十分了解できるので、御趣旨に従って善処いたしたいと思います。

○櫻井委員 それからもう一点は、実

は今日の鋳業法、それから鋳山保安

法、この二つの法律は鉱業の基本の法律でございますけれども、これはやはり石油を対象に考えられた法律であり、今日油あるいはガス、こういういわゆる流体鉱物というものがあまり考えられていない。この点は昨年の九月、私が本会議場で質問いたしました場合に、林法制局長官もはっきりとこれを認めておられるわけでありました。なおまた通産大臣もこれはこの鉱業法に不備があるというのを、この委員会の席上でも申しておられるわけでありました。聞くところによると、通産省においては、この鉱業法あるいは鉱山保安法の改正を目ざして、審議会ですか、こういうものを設けて研究しておられるように承るわけでありましたが、しかし、もうすでに一年も前からそういう話があるわけでありまして、一体今日の審議会の進行状況はどうであるか、あるいは次の国会には、これらの法律の改正案というものを提案される準備があるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 鉱業法の改正審議会は、昨年からすでに十二回開いてございまして、最近また十三回目を開く予定でございますが、従来は重要問題につきましても自由討議をいたしました。来月からは基本問題につきましても十分審議して、改正すべき点はどこかということを見出したいと思っております。従いまして、その審議の結果によりまして、できるだけ早い機会に改正案を出したいと考えております。

○櫻井委員 そこで次の通常国会あたりには出したいという御意向であるかどうか。審議会がいつまでも結論が出ないで長くなるというようなことは、

実際この法に不備があつていろいろな事象が生じておるわけでありまして、大体のめどとしては、次の通常国会あたりにはかけられる御意思があるのかどうか、そこをもう一度念を押しておきたいと思つております。

○池田国務大臣 大へん重要な問題でございますので、今せっかく審議会でご議論中でございます。従いまして、その結論を見ましてお答えしたいと思います。承知いたしております。従いまして、できるだけ早い機会に出したいという考えでおるものであります。

○櫻井委員 最後に、この法律の改正の要点は、今までの水溶性ガスに対する補助金を、今度は構造性ガス、フリー・ガスの方にも補助金をつけていく、こういうのが改正の要点であらうと思うのでありますが、そこで一体その補助金というものは幾ら計上されておるか、鉱山局長……

○福井政府委員 約二千八百万円でございます。

○櫻井委員 二千八百万円が三十五年の補助金の全額ですか。

○福井政府委員 さようでござい

○櫻井委員 これは私どもははなはだがっかりせざるを得ない。今日大体、井戸を一本掘るのに一千万円くらいかかるのです。一千メートルくらい井戸で大体一千万円と言われている。一本一千万円もするような井戸を、今後大いに振興させていくというのに、総額二千八百万円の補助金であると、もちろん井戸の深さ等にもよるでしょうけれども、一体一本幾らくらいの補助金をおられるのですか。これは

二千八百万円の補助金を出すから法律を改正するということは、水溶性と違つて構造性は、地層の中の背斜構造を見るために地震探鉱がその前に先願する。そうすると、フリー・ガスの探鉱といふものは、水溶性より金と金がかかる。こういうものにも及ぼしていき、なおまた水溶性は水溶性として補助金を出す。その総額が二千八百万円ということでは、スズメの涙にひとしいものである。この点について鉱山局長は一体どういふふうに考えておられるか。

○福井政府委員 補助金の交付は、それぞれ申請に対して二分の一以内で交付することになっております。お話のように、構造性の井戸につきましては、水溶性よりも多くの経費を要するといふ問題がございまして、来年度予算につきましては、さらに私ども増額につきまして、大いに勉強いたしたい、かように考えております。

○櫻井委員 大蔵省、見えておられますか。——私は大蔵省にただしておきたいのですが、この可燃性天然ガスの補助金を、この構造性にもやうていくというところは、これは単にあらう沈下が起きたとかんたかという問題でなくして、今日の天然ガスの開発というものは、すべて水溶性から構造性に移つていくのは日本とイタリヤくらいのもので、ほかの大きなガス化学の非常に進歩をしております。あるいはアメリカ、そういうところは、ほとんど構造性ガスです。しかも構造性ガスは、先ほどちょっと触れましたように、地層の形、背斜構造の中に含まれておる。それを地震探鉱によつて察

知して、これにさらにボーリングをやする。非常にこれは経費がかかる。しかも石油化学といふものが今後ガス化学を含めて非常に長足に進歩をしていく。これにおくれるということは、日本の産業が非常におくれをとるということなんです。そういう重要な国策であるこの石油あるいは天然ガスの開発を促進するために、二千八百万円を金をつけておられたのでは、これは大へんなことです。大蔵省としてはこれをもうと来年度はうんと増額される御意思があるのかどうか、一つ確認をしておきたい。

○田代説明員 ただいま御指摘ございました世界の傾向をいたしまして、水溶性ガスから構造性ガスへという傾向にいたつておられますので、ことしの予算の際に考えましたことは、なるほど水溶性ガスを漸次構造性ガスの方に持つていくといふことの考え方もありまして、もちろんそういう方向で考えたいわけですが、何分にもこの天然ガスの補助金につきましては、三十四年におきまして、約五割ばかり前年に対して上げておられる金額のものであります。そういう状況でございますし、また、かたがた、現下のエネルギー対策の問題として焦眉の急を告げておられる石炭問題もございまして、そんな関係もございまして、ほぼ前年度と同額に据え置いたというのが真相でございます。

それから来年度の問題でございますが、これは、今後とも日本のエネルギー産業、エネルギーの供給構造という問題と関連いたしまして考えなければいかぬと思つて、世界の大勢を考えますと、固体燃料から流体燃料へ

向かうというのが傾向でございます。そういう傾向も十分見定めまして、さらに日本の国内における資源の配置その他も十分考えまして、慎重に検討したい、こう考えておる次第でございます。

○櫻井委員 慎重に検討なさるということとはいつころなのですが、私が聞いておるのは、来年はもう少し予算をつけるかつかないかということ。慎重に研究なさるのはいけれども、慎重に検討した結果二千八百万円ということになれば、私の質問の趣旨に合わないものであります。もつと、十億も出せといふ言つておられない。もつと大幅に増額をしなければ、エネルギー対策が何であるとか、そういうことを言つたところで、実際の裏打ちがなければ何もならぬ。どうですか、その点はもつと増額するといふことは言えないのですか。

○田代説明員 まだ来年度予算につきましては、今の段階で申し上げる段階にはないのをごさいます。ただいま先生のおっしゃいましたようなところを十分参考にいたしまして研究いたしたいと思つております。

○櫻井委員 まあ大蔵大臣じゃないですか……私の質問はこれで終わります。

○中村委員長 他に質疑はございせんか。——他に質疑がないようでありますので、本案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中村委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

引き続き本案について討論に入るわけでありすが、別に討論もないようでありすが、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 この際自由民主党、日本社会党、民主社会党、三派共同提案の石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。櫻井重夫君より趣旨の説明を聴取することにいたします。

○櫻井委員 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案に対する附帯決議。これは自由民主党、日本社会党及び民主社会党、三党の合同の附帯決議であります。先に案文を朗読いたします。

政府は、本法の施行にあたり、最近の著しい経済事情の変化に対応する石油（天然ガスを含む）鉱業について、速かに総合的且つ合理的な方策を樹立するとともに、特に予算的措置については、万遺憾なきを期すべきである。

この趣旨は、先ほど私の質問の要点に尽きておるわけでありすが、あらためて説明をいたしません。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対しては発言のお申し出もありませんので、直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本動議は可決され、三派共同提案の通り附帯決議を付するに決しました。

この際通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。通商産業大臣池田勇人君。

○池田国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議は、その趣旨まことにけっこうであります。この決議の趣旨に沿ひまして善処いたしたいと思ひます。（拍手）

○中村委員長 本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

〔参照〕

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九八号）に関する報告書

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一一号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕